

文部科学省
金森初等中等教育局長
との懇談

一、日時

平成二十年八月二十一日（木）
午後一時三十分より三時

二、会場

文部科学省内 会議室

三、出席者

○文部科学省

金森越哉 初等中等教育局長

今井裕一 初中局初等中等教育
企画課 課長補佐

○全連退

廣瀬 久会長、各部長・委員長、
事務局長、事務局職員

計十二名

四、懇談会の概要

司会 全連退 戸張敦雄総務部長

①全連退 廣瀬会長のあいさつ

これまで二月に開かせていただ
いてきたこの懇談会を全連退の活
動に生かすため、予算編成のお忙
しい時期にご無理をお願いして時
間をつくって頂き感謝しております。
す。宜しくお願い致します。



② 金森初中局長のお話
はじめに

全国連合退職校長会の皆様方に
は、日頃より学校教育の充実に格
別のご尽力をいただいております。
御礼申し上げます。

本日は、平成二十年七月に閣議
決定した「教育振興基本計画」と
本年三月に告示した新しい「学習
指導要領」について、ご説明させ
ていただきたいと思います。

一、教育振興基本計画について
【経緯】

教育振興基本計画は、平成十八
年十二月に約六十年振りに改正さ
れた教育基本法第十七条において
教育の振興に関する施策の総合的
かつ計画的な推進を図るために政
府が基本的な計画を定め、その計
画を国会に報告するとともに、公
表しなければならぬ旨新たに規
定されたことを受けて、文部科学
省のみならず政府全体の計画とし
て、はじめて本年七月に策定され
たものです。改正教育基本法の理
念を実現するため、また、教育再
生の道筋を明らかにするため、非
常に重要な計画であると考えてい
ます。

そもそも教育振興基本計画につ
いては、内閣総理大臣の下に設置
された教育改革国民会議において
教育基本法の見直しとともに教育
振興基本計画の策定が平成十二年
十二月に提言されたことが出発点

となります。そして、平成十八年
末に教育基本法が改正された後、
中央教育審議会でご審議いただき
本年四月に教育振興基本計画につ
いて答申が出されました。この答
申を受けて、文部科学省において
原案を作成し、財政当局をはじめ
とした政府部内での協議を経て本
年七月に閣議決定されたところで
す。同時に国会報告も行っており
ます。

この基本計画の中では、教育の
果たすべき使命を踏まえ、改正教
育基本法に新たに規定された教育
の目標及び理念の実現に向けて、
改めて「教育立国」を宣言し、社
会全体で教育の振興に取り組むこ
とが打ち出されています。具体的
には、今後十年間を通じて目指す
べき教育の姿を明らかにするとと
もに、その教育の姿を踏まえ今後
五年間に総合的かつ計画的に取り
組むべき施策について体系的に示
されています。

【今後十年間を通じて目指すべき
教育の姿】

基本計画では、今後十年間を通
じて目指すべき教育の姿として、
一つは「義務教育修了まで、す
べての子どもに、自立して社会で
生きていく基礎を育てる」こと、
もう一つは「社会を支える、発展さ
せるとともに、国際社会をリード
する人材を育てる」ことが掲げら
れています。

一つ目の目標である「義務教育

修了までに、すべての子どもに、
自立して社会で生きていく基礎を
育てる」ことの具体的な内容とし
ては、「公教育の質を高め、信頼
を確立する」ために、世界トップ
の学力水準を目指すとともに知・
徳・体のバランスの取れた力を育
てること、また、教育内容、教育
条件の質の向上を図り、だれもが
安心して子どもを学校に通わせ、
優れた教員の下で教育を受けるこ
とができることを目指すこととし
ています。

また、「社会全体で子どもを育
てる」ために、教育の出発点であ
る家庭の教育力を高め、地域全体
で子どもをほぐむことができる
ようその教育力を高めるとともに
地域が学校を支える仕組みを構築
することが示されています。

二つ目の目標である「社会を支
え、発展させるとともに、国際社
会をリードする人材を育てる」こ
との具体的な内容としては、専ら
高等教育が中心となりますが、高
等学校や大学等における教育の質
の保証、生涯を通じていつでも必
要な学習を行うことのできる機会
の提供、世界最高水準の教育研究
拠点を重点的に形成することなど
が示されています。

【今後五年間に総合的かつ計画的
に取り組むべき施策】

次に今後五年間、具体的には平
成二十年度から平成二十四年度の
間に総合的かつ計画的に取り組む



金森越哉 初等中等教育局長

べき施策については、大きく分けて四つの基本的方向が打ち出されています。具体的には、基本的方向一として「社会全体で教育の向上に取り組み」こと、基本的方向二として「個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる」こと、基本的方向三として「教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える」こと、最後に、基本的方向四として「子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する」ことが示されています。

これら基本的方向のうち、特に初等中等教育を中心に取り上げているのは基本的方向二ですが、ここでは概ね三つの目標の実現を目指すこととしています。

一つ目は、確かな学力を身に付けた子どもを育成することにより、世界トップの学力水準を目指し、国際的な学力調査等において、学力の高い層の割合を増やすとともに、

に、学力の低い層の底上げを図り、その割合を減少させることを目指すという事です。

二つ目は、規範意識、生命の尊重、他者への思いやりなどを培うとともに、法やルールを遵守し、適切に行動できる人間を育成することに、「学校生活が充実に守られている」、「一着いて授業を受けることができる」と感じている子どもを増やすことを目指すという事です。

三つ目は、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲能力を育成することにより、子どもの体力の低下に歯止めをかけ、上昇傾向に転じさせ、昭和六十年頃の体力水準への回復を目指すという事です。

【今後五年間に総合的かつ計画的に取り組みべき施策】

さらに、この基本的方向二を実現するための具体的な施策は極めて多岐にわたるのですが、六つの観点に分けて整理されています。

まず一つ目の観点は、「知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立する」ことです。具体的な施策としては、例えば、授業時数や指導内容を増加する新学習指導要領の円滑な実施を図るために、教職員定数の在り方、算数・数学、理科に係る先行実施のための補助教材の作成・配布などの教育を支え

る条件整備を進めていくことなどを掲げています。

二つ目の観点は、「規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる」ことです。具体的な施策としては、例えば、道徳教育の充実のため、学習指導要領の趣旨を踏まえた適切な教材が教科書に準じたものとして十分に活用されるよう、国庫補助制度等の有効な方策を検討することなどを掲げています。

三つ目の観点は、「教員の資質の向上を図るとともに、一人一人の子どもに教員が向き合う環境をつくる」ことです。具体的な施策としては、例えば、メリハリのある教員給与体系の中でがんばる教員の適切な処遇を推進するとともに、教員が子ども一人一人に向き合う環境づくりの観点から、教職員配置の適正化や退職教員・経験豊かな社会人等の外部人材の積極的な活用を図ることなどを掲げています。

四つ目の観点は、「教育委員会の機能を強化するとともに、学校の組織運営体制を確立すること」です。具体的な施策としては、例えば、教育委員会の機能の強化と学校の組織運営体制の確立に向けて、教育委員会の責任体制の明確化、市町村への権限の移譲、副校長や主幹教諭等の新しい職の設置等による学校の組織運営の改善、学校評価の推進などを掲げています。

ける教育を推進する」ことです。具体的な施策としては、例えば、認定こども園の活用など幼児教育を受けられる機会の提供の推進などを掲げています。

最後の六つ目の観点は、「特別なニーズに対応した教育を推進する」ことです。具体的な施策としては、特別支援教育とともに、外国人児童生徒等の教育及び海外子女教育の推進などを掲げています。

以上、初等中等教育に関連する箇所についてご説明しましたが、このほか基本計画の中では、生涯学習や高等教育の振興、また子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備することも掲げられています。特に学校の耐震化については、大規模な地震が発生した際に倒壊又は崩壊の危険性の高い小・中学校等施設、約一万棟について優先的に耐震化を支援することなどが盛り込まれています。

文部科学省では、教育振興基本計画に基づき、本日御説明した各種施策に取り組みことを通じて、教育立国の実現を目指すこととしています。

【教育投資】

このように我が国の教育を発展させていくためには、教育に携る者一人一人が努力することも大切ですが、教育投資の充実が必要であることは言うまでもありません。基本計画の中でも、「資源の乏し

我が国では人材への投資である教育は最優先の政策課題の一つであり、教育への公財政支出が個人及び社会の発展の礎となる未来への投資であることを踏まえ、欧米主要国を上回る教育の内容の実現を図る必要がある。以上を踏まえ、上述した教育の実現を目指し、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考の一つとしつつ、必要な予算について財源を措置し、教育投資を確保していくことが必要である。」と記述し、教育投資に対する基本的な考え方を示しています。

この点について、GDP（国内総生産）に対する教育への公財政支出について国際比較をすると、OECD諸国の平均五・〇％に対し、日本は三・五％という低い水準になっています。そこで、文部科学省において原案を作成した段階では、今後十年間を通じてGDP比五％を上回る教育投資の水準を目指す必要がある旨明記した上で、財政当局をはじめ政府部内の調整を行いました。しかし、結果として教育投資に関する具体的な数値は盛り込まないこととなり、現在の記述に落ち着いたという経緯があります。

教育投資に関する具体的な数値目標を明記できなかったことは残念ではありますが、教育投資の重要性については政府部内での共通認識は図られたものと考えており、

今後、教育投資に関する基本的考え方に沿って、毎年度の予算要求を通じて教育予算の確保に努めていきたいと考えています。

二、新しい学習指導要領について

次に新しい学習指導要領の改訂についてですが、本年一月に行われた全国連合退職校長会の皆様方との懇談以降の取組を中心にご説明します。

文部科学省では、本年一月十七日に中央教育審議会から答申をいただき、それを受けて学習指導要領の改訂案を作成し、二月十五日に公表、その後一ヶ月間広く国民の皆様から意見募集、パブリックコメントを行いました。その結果、五、七〇〇件近くの御意見をいただきましたので、それら様々な御意見を受けて、改めて教育基本法や答申を踏まえた見直しを行った上で、本年三月二十八日に文部科学省告示として新しい学習指導要領を公示したところです。

今後の予定としては、平成二十年度は教育現場へ新しい学習指導要領の趣旨の周知徹底を行い、平成二十一年度から算数・数学、理科を中心としたものについて先行実施することとしています。ただし、教科書については編集・検定・採択・供給までに時間がかかるため、新しい学習指導要領の全面实施は、小学校では平成二十三

年四月から、中学校では平成二十四年四月からとなる予定になっています。

【基本的な考え方】

今回の改訂における基本的な考え方は次の三点です。

まず、第一に、教育基本法改正等で明確になった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成することです。「生きる力」とは、具体的には、①基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようとする課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、②自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、③たくましく生きるための健康や体力といった、知・徳・体の三つのバランスの取れた力です。これからの変化の激しい時代を担う子どもたちに必要な力として、「生きる力」の育成はますます重要なものになってきます。

この「生きる力」を育むという理念は、現行の学習指導要領の理念であり、新しい学習指導要領になっても変わるものではありませんが、本年一月の中教審答申では、この理念を実現するための具体的な手立てが必ずしも十分ではなかったとの指摘がありました。すなわち、「生きる力」の育成が何故必要なのかといったことについて当時の文部省の説明が十分ではな

く、関係者間で十分な共通理解がなされなかったこと、或いは、子どもの自主性を尊重するあまり教師が指導を躊躇する状況があったのではないかとということなどです。

このような批判に応えるための一つの方策として、今回の学習指導要領の改訂では、つまりさやすい内容の確実な習得を図るための繰り返し学習や、知識・技能を活用する学習、例えば観察・実験やレポート作成、論述などの学習を充実するため、授業時数の増加を行うこととしています。具体的には、小学校では国語、社会、算数、理科、体育の授業数を一割程度増加させることとし、低学年では週二コマ増加、中・高学年で一コマ増加となっています。また、中学校では国語、社会、数学、理科、外国語、保健体育の授業を実質一割程度増加、各学年週一コマの増加となっています。なお、これにともない、総合的な学習の時間は授業時数が縮減されますが、問題解決や探究活動を行う時間として引き続き重要な役割を担っています。

基本的な考え方の第二は、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視することです。この点について、平成十九年度に改正された学校教育法第三十条第二項では、学力の重要な要素として、「基礎的・基本的な知識・技能の習得」

「知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等」「学習意欲」が法律上明確に示されました。これは「確かな学力」の考え方とほぼ同じものです。従来ともすれば「ゆとり」か「詰め込み」か、といった対立した議論がありました。新しい学習指導要領では、上記三つの要素をバランス良く育成することを明らかにしました。

第三は、道徳教育や体育等の充実により、豊かな心や健やかな体を育成することです。

【教育内容の主な改善事項】

次に、教育内容の主な改善事項について御説明します。

一点目は、言語活動の充実です。知的活動やコミュニケーション、感性・情緒の基盤である言語に関する能力を育成するため、国語において読み書きなどの基本的な力の定着を重視するとともに、発達の段階に応じて記録、説明、論述、討論といった言語活動を学習指導要領に規定しています。

さらに理科、社会、算数・数学などの各教科等においても、例えば、理科では実験する際に仮説を立てて観察実験を行い、その結果を分析・解析したり、日常生活の様々な事象について科学的用語を使って説明したりすることや、社会では資料を読み取り、解釈して考えたことを説明すること、算数・数学では数や式・グラフを使

用して論理的に考え根拠を明らかにして筋道を立てて説明することなどを行うことによって、言語活動の充実を図ります。

二点目は、理数教育の充実です。外国で教えていることは日本でも教えるという国際的な通用性の観点や、内容の系統性の観点から指導内容を充実させるため、台形の面積、二次方程式の解の公式、イオン、遺伝の規則性などについて、現行の学習指導要領より教える内容を充実しています。

また、文字を用いた式、比例・反比例などを小学校と中学校で繰り返し（スパイラル）により学年間で重複して学習することや、観察・実験、課題学習の充実を図ります。

三点目は、伝統や文化に関する教育の充実です。国際社会で活躍する日本人の育成を図るため、我が国や郷土の伝統や文化を受け止める、それを継承・発展させるための教育を充実しています。

具体的には、国語ではことわざ、古文・漢文の音読など古典の重視、社会では江戸時代の教育文化や近現代史などの歴史学習や、国宝・世界遺産など文化遺産に関する学習の充実、音楽では唱歌・和楽器、美術では我が国の美術文化、保健体育では武道の必修化などを図ります。四点目は、道徳教育の充実です。道徳教育は「道徳の時間」を要として学校教育活動全体を通じて行

うものであることを明確化し、例えば、小学校では人間としてしてはならないことをしなさい、きまりを守る、中学校では社会の形成への参画など、発達の段階における指導内容の重点を明示しています。

さらに、先人の伝記、自然、スポーツや文化など児童生徒が感動を覚える教材の活用を図るとともに、道徳教育推進教師を中心とした学校における指導体制を充実します。

五点目は、体験活動の充実です。様々な活動が実施されていますが、児童生徒の発達段階に応じ、小学校では集団宿泊活動や自然体験活動、中学校では職場体験活動を重点的に推進することとしています。

六点目は、外国語教育の充実です。中国・韓国・東南アジアでも小学校から英語を導入しており、積極的にコミュニケーションを図る態度を育成して言語・文化に対する理解を深めるため、小学校五・六年生に外国語活動を週一コマ導入することとしました。ただ、今までの小学校教員は英語を教えることを前提としていなかったことから、例えば、共通教材として英語ノートや音声教材などを作成して全国に配布したり、英語に堪能な外国人や地域の方々を小学校に来ていただき、学級担任とともにその指導に当たってもらうりすることを考えています。

また中学校においては、聞く・話す・読む・書く、を総合的に行

う学習活動を充実させるため、週三コマから四コマに増やすとともに、二〇〇語程度まで増加させることとしています。

その他の重要事項としては、幼稚園では幼小連携、幼稚園と家庭の連続性への配慮や預かり保育・子育て支援を推進することとしています。また、環境教育、家族と家庭、消費者、食育、安全に関する学習を充実させるとともに、情報活用、情報モラルなどの情報教育についても充実を図ることとしています。

【新学習指導要領の周知・広報】

この新しい学習指導要領については、教員をはじめ保護者や地域の方々にも、その理念や内容についての理解を深めていただく必要があることから、文部科学省としては平成二十年度に集中的に周知・広報をすることとしています。

このため、前回改訂時には小学校と中学校の学習指導要領に関する説明会はそれぞれ東京一カ所のみの開催でしたが、今回は、本年六月末・七月にかけて東京・兵庫・福岡の全国三カ所それぞれ二日間にわたり学習指導要領改訂に関する中央説明会を開催しました。さらに、これらの中央説明会を受けて、本年七月から各都道府県・指定都市教育委員会においてそれぞれ地方説明会を開催していただいております。この説明会に

は文部科学省職員を派遣することとしていますが、周知・広報を徹底して行うためには、直接お会いして説明し、質疑応答することが重要と考え、このような形で説明会の充実を図ったところです。

学習指導要領の冊子については、これまでは教員が各自購入していましたが、今回は、幼稚園・小学校・中学校等の全ての教員に配布することとしました。この冊子には、例えば小学校の学習指導要領であれば、幼稚園教育要領と中学校学習指導要領もあわせて掲載されていますので、一冊持つことで自らの学校に接続する他の学校の指導要領についても全て解るようになっていきます。

また、この学習指導要領の作成に併せて、指導要領に書いてある意味や解釈などを詳しく解説した学習指導要領解説書を教科毎に作成し、今回の中央説明会においては解説書も配布して説明をいたしました。この解説書に関し、一点ご説明しておきたいのは、中学校学習指導要領解説書に書かれた竹島問題の取り扱いについてです。

従来、中学校学習指導要領には「北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐむる問題にも着目させるようにする」と記した上で、解説書の中にも北方領土について具体的に取り上げていましたが、竹島については触れていませんでした。しか

しながら、近年の竹島をめぐる状況等を踏まえ、今回の解説書では新たに「我が国と韓国の間には竹島をめぐる主張に相違があることなどにも触れ、北方領土と同様に我が国の領土・領域について理解を深めさせることも必要である」と旨明記しました。竹島に関する事実関係も含め、日本の領土に関する正しい理解が一層深まることを期待しているところです。

このほか、文部科学省では新しい学習指導要領の趣旨を分かりやすくまとめた保護者向けパンフレットを作成し、本年四月に幼稚園小・中学校等の全ての保護者に教育委員会・学校を通じて配布しました。これも前回改訂時における趣旨徹底が必ずしも十分ではなかったとの指摘を踏まえた対応の一つであります。

さいごに

現在、学校教育については様々な指摘がございますが、文部科学省としては、新しい学習指導要領をしっかりと定着させること、また、教育振興基本計画に基づき教育の充実に取り組むことが、学校教育に対する信頼を確かなものにするために必要なことだと考えています。全国連合退職校長会の皆様方におかれましては、この趣旨を十分ご理解いただき、今後とも引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

(了)

③ 主な質問・要望等 (紙面の都合で項目のみ)

- ・文科省の予算要望について、財務省がらみでの今後の見通しは。
- ・教員免許更新制度について。
- ・教育振興基本計画に具体的な数値が乏しいが、今後の進め方は。
- ・教員養成課程の大学・大学院の教員で十分に養成できるか。
- ・市町村の財政格差で校内研修の予算に格差が生じている。文科



金森初中局長を囲んで

- ・省は常に視野に入れてほしい。
 - ・「教育の日」の全国制定に理解と力添えを期待したい。
 - ・日本も講義中心より欧米のように読めば解る教科書を考えたほうがよいのでは。
 - ・教員にとって成果のある免許更新研修のあり方を考えたい。
 - ・財政制度等審議会の基本的な考え方に触れた記事に不満。教育立国を目指す立場からも財政当局は文科省の意見をよく聴くべきである。
 - ・教育振興基本計画の中での、学校、家庭、地域の連携協力、家庭の教育力の向上に関心を持つ。
 - ・教基法十条の「家庭教育の第一義的な責任を有する」の中味は、同十三条には連携の前提としてのそれぞれの役割と責任の自覚にふれているが、その主役が見えてこない。結果として学校が多忙になるのではないか。
- ◎ 本日は貴重な時間をおさいただき感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上。